

令和5年1月10日

庁議資料

民生委員・児童委員定数変更について

民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条の規定に基づく、東京都民生委員定数条例の一部を改正する条例（令和4年東京都条例第123号）の施行に伴い、民生委員・児童委員の定数が次のとおり変更された。

【定数変更】

58人 → 54人（4名減）

（内訳）

狛江団地 5人 → 2人

多摩川住宅 2人 → 1人